

○神奈川歯科大学奨学寄附金取扱規程

平成18年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 神奈川歯科大学奨学寄附金（以下「奨学寄附金」という。）の受け入れ及び取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において奨学寄附金とは、神奈川歯科大学（以下「本学」という。）が学術研究の奨励又は教育活動の支援を目的として民間企業、個人篤志家等（以下「寄附者」という。）から受け入れる寄附金をいう。

(寄附金の受入れ制限)

第3条 奨学寄附金に次の各号のいずれかを条件にするもの又は学長が教育研究に支障が生ずるおそれがあると認めるものは、受け入れることはできない。

- (1) 奨学寄附金により取得した物品を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと。
- (4) 寄附申込み後、寄附者が奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附者に対し、研究成果報告書等の提出又は研究指導を行うこと。

(奨学寄附金受入れ申請)

第4条 奨学寄附金の受け入れを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、学長の承認を受けるため、奨学寄附金申込書（様式1）を大学院教育研究部へ提出しなければならない。

(受け入れの承認)

第5条 大学院教育研究部は、奨学寄附金の受け入れについて学長の承認があったときは、直ちにその旨を寄附者に通知するとともに、寄附者に対し奨学寄附金受入決定通知書（様式2）を送付するものとする。

(納入)

第6条 奨学寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者は速やかに奨学寄附金を本学に納入するものとする。

(管理費)

第7条 本学は、寄附金の5パーセントに相当する額を管理費として徴収する。

(寄附金の支出及び精算)

第8条 寄附金の支出及び精算は、学校法人神奈川歯科大学経理規程等本法人の諸規程に基づき行うものとする。

(繰越使用)

第9条 奨学寄附金に残金が生じたときは、原則として受入日から3年間繰越使用することができる。

(事務)

第10条 奨学寄附金の受け入れに関する事務は大学院教育研究部が、会計に関する事務は総務部財務課が行う。

(規程改廃)

第11条 この規程の改廃は、関節経費検討委員会の議を経て理事会においてこれを行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更施行する。